

平成29年上尾市議会12月定例会
市政に対する一般質問 答弁要旨

(教育関連部分抜粋)

目 次

〔平成30年1月10日(水曜日)〕

- 星野 良行 議員…………… 1
 - ・ 市長の施政方針について
- 前島 るり 議員…………… 2
 - ・ 新図書館複合施設建設の今後の方向性と上尾の街づくりについて
- 戸野部 直乃 議員…………… 4
 - ・ SNS を活用したいじめ対策について
- 井上 茂 議員…………… 6
 - ・ 市長の政治姿勢と公約について
- 秋山 もえ 議員…………… 8
 - ・ 子育ての負担軽減について
 - ・ 手話言語条例の制定はじめ障害児・者施策について

〔平成30年1月11日(水曜日)〕

- 池田 達生 議員…………… 9
 - ・ 文化と芸術があふれる街を
- 平田 通子 議員…………… 10
 - ・ 子育て世代ががんばれる街とは
- 糟谷 珠紀 議員…………… 10
 - ・ 新図書館建設計画の今後

[平成30年1月10日(水曜日)]

●星野 良行 議員

・ 市長の施政方針について

●新図書館複合施設について、現在上尾市のウェブサイトでは、平成31年度オープンを目指して計画を進めておりますと表記されております。昨年10月25日には起工式、安全祈願祭が開かれ、工事が始まったところです。現在の工事の進捗状況について伺います。

○教育総務部長(保坂 了) 現在までの工事の進捗状況ですが、仮設工事としまして現場周辺の仮囲いとして鋼板で締め切っております。また、場内には現場事務所を設置し、一部には鉄板が敷設されている状況でございます。

●現在建設工事が中断しているようですが、どのような理由で、いつからどんな手続を行ったのか伺います。

○教育総務部長(保坂 了) 昨年の11月6日に前市長から辞職届が提出されたことを受け、今後新市長の意向を踏まえ建設工事の方向性を確認する必要があると判断し、11月6日に工事の一時中止を各受注者に通知したところでございます。

●工事を一時中断することとは、工事請負契約約款ではどのようなになっているか、また受注者とはどのような話になっているのか伺います。

○教育総務部長(保坂 了) 工事の一時中止については、工事請負契約約款第20条第2項に、発注者は必要があると認めるときは工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部または一部の施工を一時中止させることができると定められており、この規定に基づき手続を行いました。各受注者には、通知内容についてご協力いただいているところでございます。

●一時中止が長引いた場合、受注者側からの契約の解除ができるのか、また契約の解除をする場合は受注者側からの損害賠償等の請求はあるのか伺います。

○教育総務部長(保坂 了) 契約約款では、工事の施工の中止期間が6月を超えたとき、受注者は当該契約を解除することができ、損害があるときはその損害の賠償を市に請求できるという規定になっております。

●図書館計画の市民会議の進捗状況及び内容について伺います。

○教育総務部長(保坂 了) 新図書館複合施設市民会議は、昨年の8月7日に委嘱式及び第1回会議を開催し、アドバイザーによる基調講演や複合施設の設計内容及び市民会議の趣旨などを説明しました。次に、9月の第2回会議では、市内の中学生から大学生が2グループに分かれて、会議室など複合施設で行われる特色ある事業を検討した学生ワークショップの結果報告と、市から提示したテーマについて議論が行われました。また、11月の第3回会議では、主に複合施設で行う事業に対する議論が行われ、図書資料と連携させた事業の提案や、他市の先進的な事業を参考としながら活発に議論されました。また、新しい施設ができた場合のホームページやフェイスブックなどのSNSを活用した情報発信の必要性やあり方のご提案もありました。そのほか各委員から出されたテーマについても議論が行われ、それぞれの立場から新しい提案をいただいたところでございます。

●今後の市民会議の予定について伺います。

○教育総務部長(保坂 了) 本年2月 26 日に今年度最後となる第4回会議を開催する予定でございます。

●畠山市長は、公約の中で市財政の立て直しという項目で、パークゴルフ場や図書館についても一旦凍結をして、計画見直しも含めた検討を行うなど、箱物行政からの転換をして市の財政を立て直しますと示されました。今後の図書館計画の見直しについて伺います。

○市長(畠山 稔) これまでの議会の経緯や市民の意見などを検証しまして私なりに検討して、なるべく早い段階で結論を出してまいりたいと思っております。

●前島 るり 議員

・ 新図書館複合施設建設の今後の方向性と上尾の街づくりについて

●新図書館複合施設建設工事ですが、現在一時中止されていると伺っています。本工事は、議会の承認を得て粛々と行われてきたと認識しておりますが、一時中止とした理由をお聞かせください。また、建設予定地の近隣の方々から、工事現場から重機も撤収され人もいなくなってしまった。このまま荒地になってしまうのではないかとご不安の声をいただいています。そこで、工事の一時中止をどのように市民に周知されているのか伺います。

○教育総務部長(保坂 了) 大きな質問項目の2点目、新図書館複合施設建設の今後の方向性と上尾の街づくりについての中で、建設工事を一時中止している理由と市民への周知についてでございますが、昨年11月6日に前市長から辞職届が提出されたことを受け、今後新市長の意向を踏まえ建設工事の方向性を確認する必要があると判断し、11月6日に工事の一時中止を受注者に通知いたしました。また、工事を一時中止していることにつきましては、昨年末にホームページへの掲載と、現地にお知らせを掲示したところでございます。

●先ほどのご答弁では、今後新市長の意向を踏まえ建設工事の方向性を検討する必要があると判断し、工事の一時中止を決定したとのことでありました。このまま工事を中止するのか、また継続していくのか、今後非常に重要な判断が必要となってくるわけですが、いずれにしてもいつまでも放置しておくわけにはいきません。そこで、市長にお伺いいたします。今後の新図書館複合施設建設の方向性については、いつまでに決定されるご予定でしょうか。

○市長(畠山 稔) これまでの議会の経緯や市民の意見などを検証し、私なりに検討してなるべく早い段階で結論を出してまいりたいと思っております。

●なるべく早い段階で結論を出していきたいとのことでありました。それでは次に、この事業について現在まで負担された土地買収費を含めた費用の内訳と、工事別と委託業務の契約内容をお聞かせください。

○教育総務部長(保坂 了) ただいま配布いたしました資料の説明をさせていただきます。まず、上段の表は新図書館複合施設のこれまで支出した執行額の状況を示した表で、下段の表は今年度に工事契約、業務委託契約状況を示した表でございます。まず、上段の執行状況表は、左から年度、執行内容、執行額となっております。平成 26 年度は測量委託料などの合計で 390 万 2,950 円、平成 27 年度は基本設計委託料などで合計 3,317 万 8,990 円、平成 28 年度は実施設計委託料や用地購入費などで合計3億 1,462

万 7,796 円の支出をしており、また今年度は繰越明許分の実設計委託料や建築工事費前払い金など 11 月末までの合計は1億 1,879 万 5,020 円で、これまでの合計金額は4億 7,050 万 4,756 円となっております。次に、下段の工事契約、業務委託契約状況表は、左からナンバー、工事名、契約金額、契約業者名となっております。1 番から6番は外構工事を除く本体工事であり、特に1 番から4 番までは9月議会で議決をいただき契約を締結いたしました。これらの工事の合計金額は 23 億 6,226 万 7,800 円でございます。また、7番は工事の施工監理業務として 4,212 万円で契約を締結しましたので、工事と業務委託の契約金額の合計は 24 億 438 万 7,800 円となります。

●新図書館複合施設は、平成 26 年度の測量委託から始まり、既に土地取得費用など約この4年間で4億 7,050 万円以上の経費が支払い済みになっていることが分かります。また、工事と業務委託では、既に契約締結した金額の合計は、何と 24 億 438 万 7,800 円ということでありました。このまま一時中止の期間が延びることによって、市の負担はもとより多くの業者の方々にご迷惑をおかけすることになるのではないかと心配されるところです。そこで、このままでは立ち行かないということで受注者から契約の解除ができる期限というのは決まっているのでしょうか、お伺いいたします。さらに、契約解除となった場合、市が受注者に支払う損害賠償などはどのようになるのか気になるところであります。お聞かせいただきたいと思います。

○教育総務部長(保坂 了) 工事の契約約款では、工事の施工の中止期間が6月を超えたとき、受注者は当該契約を解除することができ、損害があるときはその損害の賠償を市に請求できるという規定になっております。契約解除した場合、仮設工事費などこれまでに要した経費のほかに、受注者との協議にもよりますが、損害賠償などを請求される場合があります。

●その他の費用として既に借入れが生じている公共施設等適正管理推進事業債ですが、仮に建設工事が中止となった場合、今後借入れを予定している事業債の取り扱いはどうなるのでしょうか。

○教育総務部長(保坂 了) 本事業に係る公共施設等適正管理推進事業債につきましては、埼玉県知事と協議を行い同意を得ているものでございます。このため、その取り扱いについては現在埼玉県に確認をしているところでございます。

●ここからは仮にというお話しになりますが、仮に建設工事が中止された場合、移転が計画されている青少年センター、新たに新設を予定していた郷土資料コーナー、また関連して現図書館本館に移転を検討していた教育センターなどの再配置、行き場所はどのようになるのでしょうか。

○教育総務部長(保坂 了) 青少年センターと教育センターは、公共施設マネジメントの観点を踏まえ計画を見直ししていくこととなります。また、郷土資料コーナーは新図書館複合施設建設事業が仮に中止になった場合、これに伴って計画も中止となるものでございます。

●新図書館複合施設建設につきましては、賛成、反対の署名運動なども行われ、多くの市民が関心を寄せているところであり、市長選挙の争点ともなりました。大きな事業を行う際には、反対のご意見があるのもまた当然のことであり、より多くの市民の賛同が得られるよう、現在まで市当局の皆様もご尽力されてこられました。しかし、その反面、新しい図書館を待ち望んでおられる市民がたくさんいらっしゃることも忘れてはならない事実です。畠山市長は、これら新図書館複合施設の建設を待ち望んでおられる多くの市民の声にどうお応えになるのでしょうか。

○市長(畠山 稔) 先ほども答弁いたしましたとおり、新図書館複合施設の建設を待ち望んでいる市民の声も踏まえて、検討して結論を出してまいりたいと思っております。

●貸し出し数比も利用登録者数も、いずれも小学生の年代を除けば、30代より上の世代が圧倒的に多いことが分かります。新しい図書館が10代、20代の方々にさらに利用していただけるような魅力ある図書館であるよう期待しますが、市民がますます高齢化する中であって、地域に根差した分館や公民館図書室の必要性が今後ますます大きくなることは、これら統計資料から見ても明らかです。そこで、市としてこれらの課題についてのご見解をお聞かせください。

○教育総務部長(保坂 了) 現在の分館、公民館図書室の利用者の特性を踏まえ、現状をさらに分析するとともに、地域性を考慮し利用者からの要望の多い図書資料の質、量の充実や開館時間の延長など、市民が満足できるサービスを展開することが重要と考えております。

●畠山市長は、今回の市長選における公約の一つに、文化と芸術があふれるまちとうたっておられます。まさに図書館は、上尾市の文化を担う大切な施設であると思います。そこで、今後の図書館行政について市長のお考えをお聞かせください。

○市長(畠山 稔) 図書館は、あらゆる市民の学びの場、知の拠点として文化レベルの向上に寄与し、魅力あるまちづくりのために必要なものと考えております。

●戸野部 直乃 議員

・ SNS を活用したいじめ対策について

●大項目2番目、SNSを活用したいじめ対策について。いじめは、学校や社会の中で昔からある問題です。昔からある問題だから仕方ないとか、乗り越えて強くなるのだ、いじめはなくなる、ひどいときにはいじめられる方にも原因があるという言葉で片づけられてしまうことがあります。いじめを受けている子どもの保護者からも、このような言葉を発せられることを聞くこともあります。文科省の国立教育政策研究所は、いじめは常に起こっているもの、ほとんどの児童生徒がいじめの被害者になり得ること、また加害者にもなり得ることが調査データによって確認されていると述べております。とても残念で悲しいことですが、これが現実です。いじめの内容は、スマホやPCの普及で、大きく変わってきていると言われております。大人の目につかない場所での陰湿ないじめから、子どもを家庭、学校それぞれの場でどのように守っていくことができるでしょうか。私も一人の親として、いじめに遭う側、もしくはいじめてしまう側、どちらになってもおかしくない状況を深刻な課題と受け止めております。いじめは、人の人生を狂わせ、時には命をも奪います。いじめ撲滅に向け対策を講じていきたいと思うのは、多くの人の願いです。私は、いじめはなくなると絶対に思いたくありませんし、いじめ撲滅を諦めたくはありません。自分にできることは本当に小さいことだと思いますが、向き合っていきたいとの思いで質問いたします。

1、過去3年間のいじめ認知件数はどのようになっていますでしょうか。

2、不登校の件数とその要因を教えてください。

3、いじめ防止対策にはどのようなものがありますでしょうか。

4、いじめの相談体制はどのようになっていますでしょうか。

以上、4点となります。

○学校教育部長(今泉達也) 大項目の2番目、SNSを活用したいじめ対策について4点ご質問いただきましたので、順次お答えいたします。

1点目、過去3年間のいじめ認知件数でございますが、平成 27 年度は小学校で6件、中学校で4件、28

年度は小学校 20 件、中学校 33 件、29 年度は 11 月末現在、小学校 18 件、中学校 25 件でございます。

2点目、不登校の件数と要因でございますが、平成 27 年度が小学校 19 名、中学校 116 名、28 年度が小学校 23 名、中学校 137 名、29 年度が 11 月末現在、小学校 30 名、中学校 147 名でございます。要因はさまざまでございますが、学校生活や人間関係への不安、学業不振から来る無気力、インターネットやゲームの影響、家庭環境の複雑化などが挙げられます。なお、これらの要因が複数重なり合っているケースもございます。

3点目、いじめ防止対策でございますが、各小・中学校では全児童生徒を対象にしたいじめに関する生活アンケートや保護者対象の子どもサイン発見アンケート、児童生徒の学級満足度などをはかるhyper—QU調査、全児童生徒による仲よく楽しい学校生活を送るための標語づくりなどの取り組みを行っております。上尾市教育委員会では、平成 29 年8月に上尾市「いじめ根絶」小学生サミットを開催し、市内 22 校の代表児童の話し合いにより、上尾市「いじめ根絶」小学生の誓いを策定いたしました。また、ネットいじめの対策としてネットパトロールを実施しております。

4点目、いじめの相談体制でございますが、上尾市教育センターにいじめホットラインやいじめホットメールを設置し、電話やメールによる相談を行っております。また、小学校に入学した新1年生の児童に子どもいじめホットラインカードを配布するとともに、教育センターのホームページで窓口について周知しております。

●いじめの認知件数が、平成 27 年に比べ 28 年が小学校で3倍以上、中学校になると8倍以上と大幅に増えております。この要因は一体何なのでしょう、お聞かせください。

○学校教育部長(今泉達也) 平成 25 年いじめ防止対策推進法が制定されました。この法律は、初めて国が何をもちいじめと判断するのか、いじめの認知の判断について定めたものでございます。この法律で大切なことは、その行為がいじめであるかにかかわらず、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているのであれば、いじめと認知して対応することになった点でございます。しかしながら、この法律の趣旨や内容などが各学校に徹底されず、各学校がいじめの認知に対して消極的でありましたことから、平成 28 年度上尾市教育委員会では、各校長にいじめ防止対策推進法の趣旨等の周知徹底を図りました。各学校では、その趣旨等を踏まえ、いじめの認知を積極的に行うようになりましたことから、いじめの認知件数が増加したものでございます。

●いじめ防止対策について、「いじめ根絶」小学生サミットが開催されたということですが、開催の経緯と具体的な内容をお聞かせください。

○学校教育部長(今泉達也) 平成 19 年第 17 回あげお子ども議会におきまして、いじめをなくす宣言を採択いたしました。それから 10 年の節目に当たることを契機に、いじめ根絶の意識を一層高めるため、上尾市「いじめ根絶」小学生サミットを開催いたしました。具体的な内容は、各小学校の代表児童がいじめ根絶に向けた取り組みを協議し、新たに上尾市いじめをなくす小学生の誓いを作成いたしました。各学校では、サミットの内容を全校集会などで共有したり、その誓いを全学級に掲示したりするなどしております。また、学校だよりや学校ホームページなどを通して、保護者や地域の方々に発信しております。

●対策の一つにネットパトロールというのがありますが、具体的な内容及びその成果や事例がありましたらお聞かせください。

○学校教育部長(今泉達也) ネットパトロールの具体的な内容は、SNSサイトや学校非公式サイトなどへのネット上の書き込みを監視するものでございます。成果といたしましては、SNSサイトへの「死にたい」という生徒の書き込みに対し、該当学校が迅速に対応した例がございました。

●いじめの相談体制について、相談窓口の一つに教育センターがあります。教育センターへの相談内容はどのように分類されておりますでしょうか。また、その中でいじめに関する相談はどの程度ありましたでしょうか。

○学校教育部長(今泉達也) 相談内容には、不登校、就学、学習・発達、性格・行動、いじめなどに分類されてございます。その中で、いじめの相談の割合は相談実件数の約 0.5%でございます。

●教育センター内にいじめホットライン、いじめホットメールを設けているとのことですが、それぞれの相談件数はどのくらいになりますか。

○学校教育部長(今泉達也) 平成 28 年度は、いじめホットラインが3件、いじめホットメールが2件、そのうち児童生徒の利用は1件ずつでございます。

●市でも、電話やメール等による相談窓口が設置されていますが、この相談体制はSNSがコミュニケーションツールのメインとなっている今の子どもたちの生活実態と大きくかけ離れております。昨年の9月に、ラインによる相談窓口を試験的に導入した長野県では、2週間で通常の 55 倍の相談件数があったとのこと。千葉県柏市では、ラインとは別のいじめ相談アプリを導入しております。いじめを受けて悩んでいる当事者からの相談だけでなく、いじめを目撃しても仕返しが怖くて誰にも言えなかったという子どもからの相談もあったとのことでした。柏市の教育委員会は、入学間もない中学1年生からの相談数が大変多かったということで、着実に導入の効果が出ていると、このアプリを評価しております。このように、SNSを活用したいじめ相談に対するご見解をお聞かせください。

○学校教育部長(今泉達也) SNSを活用したいじめ相談につきましては、いじめの早期発見、早期対応という点で有効であると捉えておりますが、相談員の確保、時間的な制約などさまざまな課題もありますことから、状況を注視し、研究してまいります。

●井上 茂 議員

・ 市長の政治姿勢と公約について

●工事の進捗状況と、今までの執行額についてお知らせください。

○教育総務部長(保坂 了) 現在までの工事の進捗状況ですが、仮設工事としまして現場周辺の仮囲いとして鋼板で締め切っております。場内には現場事務所を設置し、一部には鉄板が敷設されております。執行済み額ですが、平成 26 年度から現時点までの合計金額は4億 7,050 万 4,756 円となっております。

●工事を中止した場合、市が受注者に支払う損害賠償等の額は幾らになるかお答えください。

○教育総務部長(保坂 了) 契約解除した場合、仮設工事費などこれまでに要した経費のほかに、受注者との協議によりますが、損害賠償などを請求される場合がございます。

●場合があるということでありませう。この場合があるというのはどういうことでしょうか、その根拠を教えてください。

○教育総務部長(保坂 了) 損害賠償請求される場合とは、あくまでも受注者の判断によることとさせていただきます。

●今回の市長選挙をめぐっては、図書館は一旦凍結というのが3人の主張である意味同じと言えば同じ、ニュアンスの違いがあるというようなことだというふうにとれないこともないわけですが。私は、そこで市長さんが候

補者のときに、財政立て直しの項目に何でこれを挙げたのかなというふうに率直に疑問に感じたのです。それでお聞きします。その項目に位置付けた理由はということなのでしょうか。

○市長(畠山 稔) 図書館複合施設をはじめとした、いわゆる箱物の整備は事業費が多額であります。市の財政への影響も大きいことから、計画の見直しも含め検討する必要があると考えたものです。

●この計画見直しを含めてというのは、市財政の視点から見直すと先ほどのお答えでもありましたけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○市長(畠山 稔) 先ほども申し上げたとおりでございます。見直しも含め検討していきたいと考えております。

● それでは、建設の工事一時中止というふうな形になっていますが、これも今までの議員さんご質問なされています。いつごろまでになるのでしょうか。

○市長(畠山 稔) これまでのさまざまな経緯を踏まえて検証する時間をいただき、なるべく早い段階で結論を出してまいります。

●この見直しも含めた検討の中で、具体的に例えばどういう検討をされるのか、プロジェクトみたいなものをつかって検討するのか、それから市民の意見を聞くという場を設けるのか、その辺の具体的な手法についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長(畠山 稔) これまでの議会の経緯や市民の意見などを検証してまいりたいと考えております。また、市民のさまざまな声に耳を傾けてまいりたいと考えております。市民からの意見聴取の手法につきましては、今後検討してまいりたいと思います。

●市長にお聞きしたいのですが、図書館はどのような公共施設と考えていらっしゃるか、市長の考えをお聞きします。

○市長(畠山 稔) 図書館につきましては、市民が図書と触れ合い知識を吸収する場であり、子どもたちにとっては心を育む場ともなっております。このように、市民の生涯学習を支援する施設であり、広い意味で市民文化の向上に寄与する施設であると考えております。

●まちづくりの中で人口が減少していくと、公共施設のマネジメントも人口減少化の中で公共施設も老朽化していると、これをどういうふうに再配置していく、あるいは長寿命化していくということが課題で、全国的につくられているということでもあります。そのときに、先ほど紹介したようにその一つの手法として、図書館を使うというようなこともできるわけですが、そういう中で、先ほど私幾つか紹介しました、そういうまちづくりにおける図書館の役割というのはどのように認識されているか、お聞きしたいと思います。

○市長(畠山 稔) 役割については、先ほど申し上げたとおりであります。それを具現化するものであります。人口減少の中でも、上尾市として図書館は必要な施設と考えております。

●秋山 もえ 議員

・ 子育ての負担軽減について

●学校給食費について伺います。上尾市の学校給食費は、小・中学校それぞれ月額幾らで、またそれぞれ

県内何番目でしょうか。

○学校教育部長(今泉達也) 学校給食費の基本的な月額、小学校が 4,300 円、中学校が 5,200 円でございます。学校給食費の月額につきましては、支払い月数や実施回数などが各市町村により異なりますので、一概に比較できるものではございませんが、保護者の皆様にご負担いただいております基本的な月額を見ますと、小学校が3番目、中学校が2番目でございます。

●上尾の給食費の高さは、小中ともに県内トップスリーに入っています。非常に高いのです。県内で、学校給食費への補助や無償化を実施している自治体、またその内容について伺います。

○学校教育部長(今泉達也) 埼玉県で一部補助を実施しておりますのは、行田、坂戸、幸手、秩父の各市、横瀬、寄居、小川、皆野、神川、吉見、美里、長瀨の各町、そして東秩父村でございます。その内容は、各市町村の状況によってさまざまでございます。無償化を実施しておりますのは、滑川町と小鹿野町の2つの町のみでございます。

●市長に伺います。学校給食費や教材費の負担軽減を図る、あるいは無償化していくために、市独自の助成制度を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○市長(畠山 稔) 学校給食の運営に係る費用につきましては、食材費のみを保護者の皆様にご負担いただいておりますことから、学校給食費の負担軽減、無償化については現在考えておりません。また、教材費の無償化につきましても現在は考えておりません。しかしながら、使用する教材について十分精査し、教育の質を落とさない範囲で保護者の負担軽減に努めてまいりたいと思います。

・ 手話言語条例の制定はじめ障害児・者施策について

●特別支援学級と通級指導教室について質問いたします。上尾中学校において、発達情緒の通級指導教室が昨年度開設しなかったため、我が子を通わすことができなかったという保護者の方から、なぜ開設できなかったのかという声が寄せられました。開設できなかった理由と設置までの経緯を伺います。

○学校教育部長(今泉達也) 平成 28 年度当初、上尾中学校に通級指導教室の開設を目指し、埼玉県教育委員会に申請しておりました。複数の保護者からも、上尾中学校の通級指導教室開設に当たり入級希望をいただいておりますが、通級指導教室は県からの人員配当により開設できるものであり、平成 28 年度はその配当がなかったために開設できなかったものでございます。今年度は、県からの人員配当がなされたため開設が可能となりました。

●市内の小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒数、それから通級指導教室に通っている児童生徒数について伺います。

○学校教育部長(今泉達也) 今年度特別支援学級に在籍している児童生徒数は、小学校が 172 人、中学校が 73 人でございます。また、通級指導教室に通っている児童生徒数は、小学校が 62 人、中学校が 13 人でございます。

●現在 11 校ある中学校のうち、今何校に特別支援学級を設置しているか伺います。また、11 校全てに特別支援学級を設置していく考えについて伺います。

○学校教育部長(今泉達也) 中学校の特別支援学級の設置につきましては、現在市内6つの各地区に1

校の設置をしております。中学校の拡大につきましては、現在の設置校の状況を見ながら検討してまいります。

●現在上尾市における特別支援学級では、このタブレットをどのように活用しているか伺います。

○学校教育部長(今泉達也) 特別支援学級に関わらず、市内小学校の児童はパソコン教室に設置されているタブレットを活用しております。今年度、特別支援学級の児童がタブレットを活用した小学校は 16 校であり、内容といたしましては計算練習やカレンダーの作成などでございます。

[平成30年1月11日(木曜日)]

●池田 達生 議員

・ 文化と芸術があふれる街を

●市民が広く文化芸術に親しむには、行政と民間が連携して文化芸術の機会を提供する必要性があるとし、多くの市民、団体の日ごろの芸術活動の成果を発表する機会を継続的に確保すること、地元芸術家に活動の機会を提供、育成、そして市民が文化芸術に触れる機会をつくる必要があるとしています。そこで順次質問をまいります。上尾市の現在実施している文化芸術振興への取り組みと、その特徴を伺います。

○教育総務部長(保坂 了) 文化芸術活動を行う方々が自主的かつ積極的に取り組み、成果を発表するための支援として長く市民の皆様が親しまれている上尾市美術展覧会、市民音楽祭などを行っています。また、上尾市ギャラリーを運営し、市民に美術作品等の発表の場を提供しております。そのような従来の活動支援のほか、地元の芸術家が市内で活動を行うことで、市民が身近なところで気軽に本格的な芸術鑑賞ができるよう施策を進めているところでございます。特徴的な施策としましては、上尾市にゆかりのある音楽家による本格的なクラシックコンサートの開催があります。併せて市内小学校において、アウトリーチコンサートを開催するなど地元芸術家の育成、支援を行っております。それら事業が効果的に実施され、市民の皆様がより広く文化芸術に親しめる機会を得られるよう、文化振興団体を含めた民間との連携も図りつつ、展開してまいります。

●上尾市にゆかりのある音楽家によるクラシックコンサートを開催とありましたけれども、平成 28 年、29 年の上尾クラシックコンサートにはどのような演奏家が出演されていますでしょうか。

○教育総務部長(保坂 了) 国内外で活躍されているヴァイオリニスト、ピアニストの方々にご出演いただいております。平成 28 年度はチェンバロ奏者、平成 29 年度は元NHK交響楽団のチェロ奏者にもご出演いただきました。出演者は全員上尾市出身、または在住の演奏家の方々でございます。

●上尾クラシックコンサートは、小学校においてアウトリーチコンサートも開催しているとのことですが、平成 28 年、29 年の会場となった小学校は何校か、来年度は何校での開催を予定しているか伺います。また、このアウトリーチコンサートの全体の計画についても伺います。そして、児童の感想などが分かれば伺います。

○教育総務部長(保坂 了) 平成 28 年度は5校、29 年度も5校でございました。30 年度は6校での開催を予定しております。アウトリーチコンサートは平成 26 年度から行っており、平成 30 年度までの5年間で市内の全ての小学校で開催する計画となっております。会場となった学校の児童からは、出演者に対して送られた手紙の中で、間近で演奏を聴いたことによる感動や上尾市の先輩である出演者へのエールのほか、自分

もすばらしい演奏ができるようになりたいという思いなどを伝えておりました。

●市として文化芸術関係に助成している祭事、事業と助成額を伺います。

○教育総務部長(保坂 了) 上尾市社会教育関係団体補助金交付要綱に基づき、文化芸術振興を目的に設立された上尾市文化団体連合会に年間 75 万円の補助金を交付しております。

●上尾市文化団体連合会は、どのような団体でしょうか。また、補助金の使われ方について伺います。

○教育総務部長(保坂 了) 上尾市文化団体連合会は、上尾市における文化団体相互の連絡協調を図り、個々の文化活動を育成するとともに、総合的に市民文化の向上に資することを目的に昭和 60 年に結成された文化団体連合会です。毎年秋にそれぞれの団体が日ごろの活動の成果である舞台や作品を披露する場として上尾市文化芸術祭を開催しております。補助金は主に文化芸術祭等事業費として支出しております。

●畠山市長は、公約で文化と芸術があふれるまち、文化芸術政策の推進と述べていますが、総合的な考えと具体的な政策内容について伺います。

○市長(畠山 稔) 市民が心豊かな生活を営み、活力ある社会を形成するためには、文化芸術の振興は、欠くことはできないものです。多くの人々が、それぞれに望む文化芸術を享受できる環境を整えることで、市民の皆様が生きがいを持ち、それぞれに輝けるようなまちにしたいと考えております。具体的な政策につきましては、現在行われている事業を核として、より充実を図りつつ、継続してまいります。また、新たな事業として特に伝統文化の継承に主眼を置いた事業の展開を考えております。文化芸術活動をされている方々のニーズを踏まえて、子どもたちが伝統文化を体験できる機会を提供し、後継者育成にもつなげてまいりたいと考えております。

●平田 通子 議員

・ 子育て世代ががんばれる街とは

●放課後子ども教室推進事業の実施状況について、上尾市がどのようにやっているのか伺います。

○教育総務部長(保坂 了) 埼玉県補助事業である放課後子供教室推進事業は、放課後子供教室、土曜日の教育支援、中学生学力アップ教室の3つの枠組みに分かれております。県内では平成 28 年度の実績で 48 市町村が実施しております。上尾市では、土曜日の教育支援の枠組みの中で行っており、平成 28 年度に 20 事業を実施し、延べ 461 人の参加がございました。具体的な内容としては、土曜日や長期休業中に市内の各公民館を会場として、将棋、囲碁、生け花、水彩画、工作、料理など体験型の事業を中心に実施いたしました。なお、本年度は 22 事業を予定しております。

●糟谷 珠紀 議員

・ 新図書館建設計画の今後

●就任直後の記者会見で、新図書館の請負業者や前議長が属していた会派の議員と支持拡大を求めて地

域を回っていたとの指摘に対し、市長は幅広くいろんな人の支援をいただいて、この選挙戦を乗り越えたと事実を認めたと書かれておりました。新図書館の請負業者と挨拶回りをしていたということは、一般的に考えて何かしら業者は見返りを求めるからではないかと思う市民の方からの声を伺いました。市長は、こうした疑問にどう答えられるでしょうか。

○市長(畠山 稔) 私の政治姿勢としては、公正な政治、公平な行政、これを実現するということでございますので、ご指摘のようなことはございません。

●市長は新図書館について、この法定ピラに計画見直しも含めた検討を行うと掲げていますが、どのように検討するかを伺います。

○市長(畠山 稔) これまでの議会の経緯や市民の意見などを私なりに検討してまいります。

●どういう検討課題がクリアされれば市長は結論を出せるのでしょうか。

○市長(畠山 稔) これまでの議会や経緯をよく検証して、それからこれまでの段階でどうするかということの結論を出していきたいということです。

●では、その結論をいつまでに出すのかを伺います。

○市長(畠山 稔) なるべく早い段階で結論を出してまいります。

●民意をしっかり把握するために、市長は検討に当たってどのように市民の声に耳を傾けようと考えているのか、その具体的方法をお聞かせください。

○市長(畠山 稔) これまでさまざまな市民の意見があることは聞いておりますが、これらの意見を含めて検討してまいりたいと考えております。

●どういう手段でとか、手法でとか、どのように聞くのかというのをお聞かせください。

○市長(畠山 稔) 議会で採決もされているということもあります。それから、今おっしゃられたいろんな市民の声もあります。そういったことをこれまでの現段階でよく精査、検証して、これから決めていきたい、そういうことです。

●ピラの市財政の建て直しの項目には、図書館などを一旦凍結して計画見直しも含めた検討を行うことで市財政を建て直したいと読めますが、具体的に財政を建て直したいと考える理由、市財政のどこに、どういう問題があると考えているのかを説明ください。

○市長(畠山 稔) 新図書館複合施設をはじめとしたいわゆる箱物の整備は、事業費が多額であり、市の財政への影響も大きいことから、計画の見直しも含め検討する必要があると考えたものであります。

●市長は、選挙で少なくとも図書館の見直しを言っている以上、何かしら問題点を感じているのだと私は思いました。具体的にどんなことを懸念されているかを伺います。

○市長(畠山 稔) これまでの経緯をよく検証してみたいというのが、私のこれまで一貫したやり方です。その中で今後どうするかを決めていきたい、そういうことです。

●1年間の市民会議で議論をされたことを受けて、今後運営方針などを盛り込んだ事業計画を策定するというふうに決めております。現在、工事が一時中止している状況でも、管理運営方針の事業計画の策定は進め

るのかどうかを伺います。

○教育総務部長(保坂 了) 今後の進めた方については、建設の方針が定まり次第、検討することとなります。

●損失補償の通説は、特別な犠牲である場合に損失補償が必要とされています。では、どんな場合に特別な犠牲と認められるかという、1つが公共の利用のために財産が侵害されたこと、2つ目が一般的に考えて、その財産の侵害が我慢の限度を超えるようなものであること、3つ目が平等原則に反する個別的な侵害であることという3条件に当てはまる場合に、初めて特別な犠牲として補償の対象になります。クライズは、特別な補償を払ったものがあるのかどうか改めて伺います。

○教育総務部長(保坂 了) ご質問にありました特別の犠牲に関してでございますが、この特別の犠牲とは憲法解釈上の事柄でありますことから、まず一般論から申し述べさせていただきます。この特別の犠牲の意味するところは、一般的な犠牲ではないということだとされております。例えば租税のように個人が社会的共同生活の一員として共同の費用を分担するために財産上の負担を負う場合などは、平等原則にのっとり一般的な犠牲として国家は補償する必要はないということを明らかにしたものであるとされています。今回のクライズに対する補償は、新図書館複合施設の建設という公益のため、市がある特定の一部の者の財産を必要とするケースでございます。このような場合には、個別的に生じる特別の犠牲であるため、憲法にいう公共の福祉のために必要であるとしても、正当な補償が必要となると解釈されるという意味でございます。

●昨年6月議会では、この問題の土地を買わなくても、法的に同規模の建物は建築できるという旨の答弁がありました。つまり必ずしも必要としないということなのです。必要とするケースには、法解釈上当たらないと思いますが、必要とするケースと判断した根拠は何でしょうか。

○教育総務部長(保坂 了) 昨年の6月議会で答弁したとおりでございますが、設計を一から考え直せば法令上は可能かもしれませんが、現在の計画においては不可能です。新図書館複合施設は、上尾のシンボルとなる文化施設であります。したがって、この施設を建設する際には、メイン道路から一望できるような建物とすべきであり、建築計画や景観などを考慮し、この土地の取得は必須であると判断いたしました。

●今のリニューアル計画では、図書館部分は 240 平米が上限と小さくなります。ここに前市長は、子どもも年寄りも共有のスペースとして分館機能として残すのだというふうにおっしゃっていました。こういう不便につながると思いますか、利便性の向上にはとても言えないこうした現本館の面積が狭くなるという問題について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長(畠山 稔) 新図書館複合施設建設を進めることが前提となりますが、その結果を明確にしてから課題と認識しております。

●現本館のことを非常に憂慮する市民も、利用者も多いということなので、今後そういうリニューアル計画についても合意形成のプロセスに市民を交えることを考えているかどうか、この点伺います。

○市長(畠山 稔) これまでもアンケートを行い、市民の意見を伺っているようですが、これからも市民のさまざまな声に耳を傾けてまいりたいと考えております。

●分館の充実、これもずっと言ってきたのですけれども、開館時間をやっぱり延ばしてほしい、延長してほしいという声は、今でもたくさんありますし、恐らく市長の耳にも届いているのではないかと思います。この分館や公民館図書室の開館時間の延長を来年度に実施してほしいと思うところですが、お考えをお聞かせください。

○市長(畠山 稔) 新図書館複合施設の建設に併せ、分館、公民館図書室の開館時間の延長を含めたサービスの充実を考えていると聞いておりますので、これからのことも含めて検討していきたいと考えております。

●市がこれまで各地域に分館や図書室を整備した最大の理由は、本館に利用しにくい地域の方々への図書館サービスの提供のためでした。それに基づいて西側地域では大石、たちばな、平方分館、大谷公民館図書室を整備してきました。東側は、上平、原市公民館図書室と瓦葺分館です。ところが、どの分館も狭いのと、資料が本当に古くて、ぼろぼろの本が置いてあったりします。平成 30 年になろうとしているのに、昭和時代の本がいまだにあって、本当に手にすることをためらうような本が残っている。これ本当に何とかしてほしいと。私は読み聞かせする立場で児童書特にやってほしいと思うのですが、市民の利便性向上の観点から、むしろこれらの地域分館、図書室を優先して整備すべきだと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

○市長(畠山 稔) 上尾市には他市と比較しても多くの分館、公民館図書室を配置しております。この利点を生かしながら、図書館サービスを向上させることは市民にとっても大変重要であると考えております。